

第35回 鬼北町農業委員会総会 議事進行原稿

1. 開催日時 令和2年5月21日(木) 午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(9名)

1	高田洋一	5	二宮正宏	6	有田亜佳	7	高田光一
8	芝貞弘	10	山本一人	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(5名)

2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則	9	古用敏彦
11	清家壽秋						

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第161号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第35回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>前回の農業委員会総会については、ちょうど町内の事業所でコロナウイルスの感染者が出たということで、事務局と相談しながら推進委員さんにはお休みいただいて農業委員だけで開催するということを判断いたしました。今回もそうまいしょうと相談はあったのですが、任期も一か月を残すのみとなりましたので、できるだけ推進委員さんも一緒に会を開くほうがよいだろうとすることにしました。ただし、机については見てのとおり距離をとった状態での開催となっております。当初、コロナの話が出たときは、風邪と同じようなことで、1、2ヵ月もすれば収まるのかなというふうに見ておりましたが、残念ながら治療する薬がまだ完成する明確なめどがないということで、まだ世界中混沌とした状態ではあります、なんとか早急に通常の日常に戻るようしていきたいというふうを考えております。今日はそれぞれを事前に総会資料が配布されておりますので、この内容に従いご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。簡単ですが開会の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、9名であります。</p> <p>中平委員、古用委員、清家委員、赤松委員、松岡委員から欠席の連絡を受けています。定数には達しておりますので、これより第35回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に議案書の差替えがありますので確認願ひます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に6番 有田亜佳委員、7番 高田光一委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、順位1番については委員の関係する案件ですので、農業委員会等に</p>

	関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 該当委員退席後に審議します。
議長	〇〇〇〇委員は、退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位1番について高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番 高田です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位1番 説明】
高田委員	5月18日に譲渡人、譲受人、赤松推進委員、事務局1名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	事務局は、〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	続いて、順位2番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番 高田です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位2番 説明】
高田委員	5月18日に譲渡人、譲受人、赤松推進委員、事務局1名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第159号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位3番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番 高田です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位3番 説明】
高田委員	5月18日に譲受人、赤松推進委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位3番 説明】
高田委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、

	順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の 岡崎です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位4番 説明】
事 務 局	5月19日に譲受人、古用敏彦委員、渡邊推進委員、事務局1名の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位4番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位5番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号13番 谷口です。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第159号 順位5番 説明】
谷 口 委 員	5月18日に譲受人、鎌田推進委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第159号 順位5番 説明】
谷 口 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。 順位1番について、川平定計委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第160号 順位1番 説明】
川 平 委 員	5月19日に譲渡人、譲受人、山本推進委員、事務局1名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第160号 順位1番 説明】
川 平 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	議長を川平委員に交代します。
	(議長を交代)

議	長	議長を交代いたしました。
議	長	続いて順位2番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝	委 員	議席番号8番 芝です。 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
		【議案書に基づき、議案第160号 順位2番 説明】
芝	委 員	5月19日に申請人双方の代理人、渡邊推進委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
		【調査書に基づき、議案第160号 順位2番 説明】
芝	委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議	長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議	長	末廣推進委員
末廣推進委員		推進委員の末廣です。 この案件については、譲渡人が2名、土地についても2つの地番となっていますが、こういったケースで一つの申請をしてもいいものなのでしょうか。
議	長	事務局回答をお願いします。
事 務 局		事業をする会社（譲受人）が一つで、一体利用地として名義が異なる2つの土地を譲り受ける場合であっても、事業自体が同じ事業であるのでこの申請の方法で問題ないと思われま。
議	長	事務局から回答がありましたが、ご質問は他にございませんか。
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議	長	日程第4 議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。なお、順位15番については委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から14番までを一括審議し、順位15番は該当委員退席

	後に審議します。 順位1番から14番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第161号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第161号 順位1番から14番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位1番から14番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位15番について事務局より説明願います。
事務局	順位15番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第161号 順位15番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位15番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位15番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位15番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	（〇〇〇〇委員 着席）
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第35回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	6 番
	7 番